

○ 港や空港に関して、全国各地で結ばれた様々な協定。

昭和 30 年から 60 年までにおいて、全国各地の港と空港について、国と地元との協定をいただきたい。

○ 防衛庁（当時）（地方支分部局等を除く。）が他府省等又は地方公共団体との間に取り交わした文書であって、現時点で確認でき、準備が整ったものは別紙のとおり。

防衛庁（当時）（地方支分部局等を除く。）が他府省等又は地方公共団体との間で取り交わした文書

連番	件名	日付	改正日
1	千歳飛行場の管理等に関する協定	昭和36年1月9日	—
2	秋田救難隊のパラシュート降下訓練に関する運輸省と防衛庁との間における覚書	昭和60年8月8日	—
3	航空自衛隊航空救難団秋田救難隊（仮称）の設置運用に関する協定	昭和59年10月11日	—
4	札幌飛行場管理に関する協定	昭和39年7月13日	—
5	新千歳空港の整備等に関する運輸省と防衛庁との間における覚書	昭和50年8月30日	—
6	福岡空港の使用等に関する覚書	昭和47年3月31日	—
7	那覇飛行場の使用等に関する協定	昭和47年11月7日	—
8	小松飛行場に関する協定	昭和35年11月25日	—
9	小松飛行場の民間航空用施設の整備に関する協定	昭和39年12月22日	—
10	小松飛行場の民間航空施設の整備に関する協定の一部改正について	昭和40年11月1日	—
11	小松飛行場へのB-747SR機の就航について	昭和55年3月26日	—
12	小松飛行場における180度回転部等の整備に関する協定	昭和58年9月20日	—
13	小松飛行場に係る国際定期便の就航に関する覚書	昭和54年11月1日	—

運輸省航空局長及び防衛庁防衛局長は千歳飛行場の管理等に関し、次のとおり協定する。

昭和36年1月9日

運輸省航空局長 今井 栄 文

防衛庁防衛局長 海 原 治

千歳飛行場の管理等に関する協定

第1条 運輸省は、防衛庁が千歳飛行場を自衛隊の設置する飛行場として設置し、及び管理することに同意する。ただし、滑走路東側の民間航空用施設の設置予定区域として別途協議して定める区域は、運輸省が管理するものとする。

第2条 防衛庁は、前条ただし書の区域に民間航空用施設が設備されるまでは、現に民間航空の用に供せられている建物地域を運輸省が管理することに同意する。

第3条 防衛庁は、運輸大臣が千歳飛行場の現に民間航空の用に供せられている着陸帯、誘導路、エプロンその他の施設及び将来民間航空の便宜の増進のため必要とされるこれらの施設につき航空法第56条の5の規定により公共の用に供すべき施設として指定することに同意する。

2. 防衛庁は、前項の公共の用に供すべき施設以外の施設であっても、自衛隊の任務遂行に支障のない限度で、民間航空の便宜を図るため施設の使用につき協力するものとする。

第4条 運輸省は、防衛庁が千歳飛行場の進入管制業務、飛行場管制業務及び誘導管制業務を行なうことに同意する。

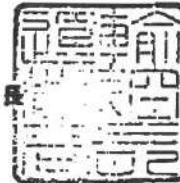
2. 運輸省及び防衛庁は、航空法第137条の2の規定に基づく制令の制定の手続を促進するものとする。



秋田救難隊のパラシュート降下訓練に関する運輸省と防衛庁との間における覚書

昭和60年8月8日

運輸省 航空局長



防衛庁 教育訓練局長



両省庁は、「秋田空港における航空自衛隊航空救難団秋田救難隊（仮称）の設置等に関する協定」の締結に際し、次のとおり了解する。

1. 防衛庁は、秋田救難隊の秋田空港用地内におけるパラシュート降下訓練（以下「降下訓練」という。）を秋田空港の設置目的等に鑑み、当分の間の措置とし、空港用地外であって空港運用上支障とならない場所で行実施することを引き続き検討するものとする。
2. 防衛庁が秋田空港用地内において降下訓練を実施する場合は、次によるものとする。
 - (1) 防衛庁は、事前に実施場所、実施する時間帯等その使用について管理者たる秋田県当局の了解を得ること。
 - (2) 防衛庁は、降下訓練に際し、空港施設に損傷を生じないよう万全の配慮をするものとし、損傷を生じた場合は、直ちに訓練を中止し、速やかに損傷施設の復旧等について所要の措置を講ずるとともに、降下訓練の再開に当たっては所要の協議を実施すること。
 - (3) 降下訓練を実施する者は、秋田救難隊隊員に限ることとし、かつ、その訓練内容は救難活動に必要な範囲に限ること。
 - (4) 降下訓練の実施は、東京航空局秋田空港出張所の航空保安業務の提供時間外であって航空保安業務の提供に支障を及ぼさない時間帯に限ることとし、その具体的取扱については、関係地方部局間で別途協議して定めるものとする。

航空自衛隊航空救難団秋田救難隊
(仮称)の設置運用に関する協定

航空自衛隊航空救難団秋田救難隊(仮称)(以下「秋田救難隊」と称する。)の設置運用及び秋田救難隊の秋田空港使用に関し、秋田県知事と防衛事務次官は、次のとおり協定を締結する。

第1 防衛庁は、所定の手続を経て、秋田空港に秋田救難隊を設置するものとし、秋田県はこれに協力するものとする。

2 秋田救難隊は、救難専門の隊とする。

3 秋田救難隊の設置場所は、別図に示す区域とする。

第2 防衛庁は、秋田救難隊の秋田空港使用に当たり、民間空港としての機能に支障を与えないようにするとともに、この協定に定めるほか秋田空港管理条例(昭和56年3月27日秋田県条例第13号)を遵守するものとする。

第3 防衛庁が秋田救難隊に配備する航空機は、

救難用航空機に限るものとし、人員及び
装備は、救難業務遂行上必要な範囲とす
る。

第 4 防衛庁は、秋田空港に戦闘機を配備しな
いものとし、また、同空港を戦闘機の訓
練にも使用しないものとする。

第 5 防衛庁は、飛行訓練に際して、秋田空港
周辺の生活環境を保全する見地から、早
朝・深夜及び住宅密集地域上空を避ける
等、飛行時間帯、飛行方法等に十分配慮
するものとする。

第 6 この協定の改廃及び協定に明示されてい
ない事項又は疑義が生じた事項について
は、必要に応じ別途協議の上決定するも
のとする。

上記協定を証するため本協定書を 2 通作成し、
記名捺印の上秋田県知事と防衛事務次官が各 1
通保有する。

昭和 5 9 年 / 0 月 / 1 日

秋 田 県 知 事

佐々木喜久治

防 衛 事 務 次 官

夏 目 晴 雄

立 会 人 雄 和 町 長

工 藤 清 一 郎

秋田港築港施設配置図 S=1:10,000



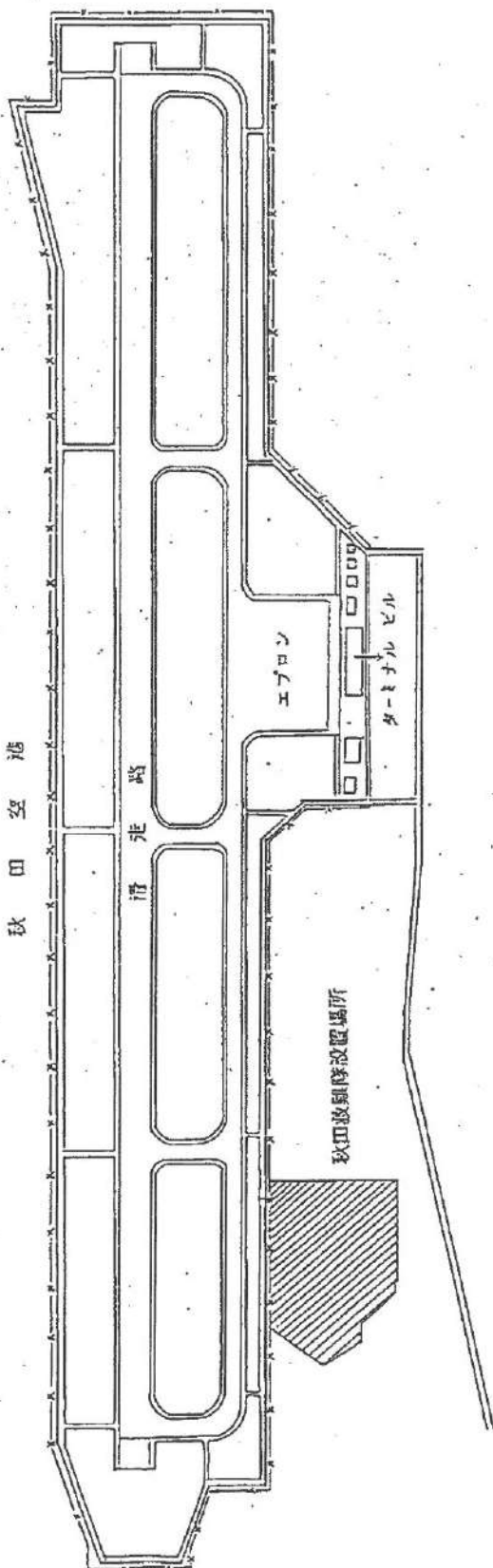
秋田空港

滑走路

エプロン

ターミナルビル

秋田港国際貨物取扱所



札幌飛行場管理に関する協定

運輸省航空局長と防衛庁経理局長は、札幌飛行場の管理について、下記のとおり協定する。

記

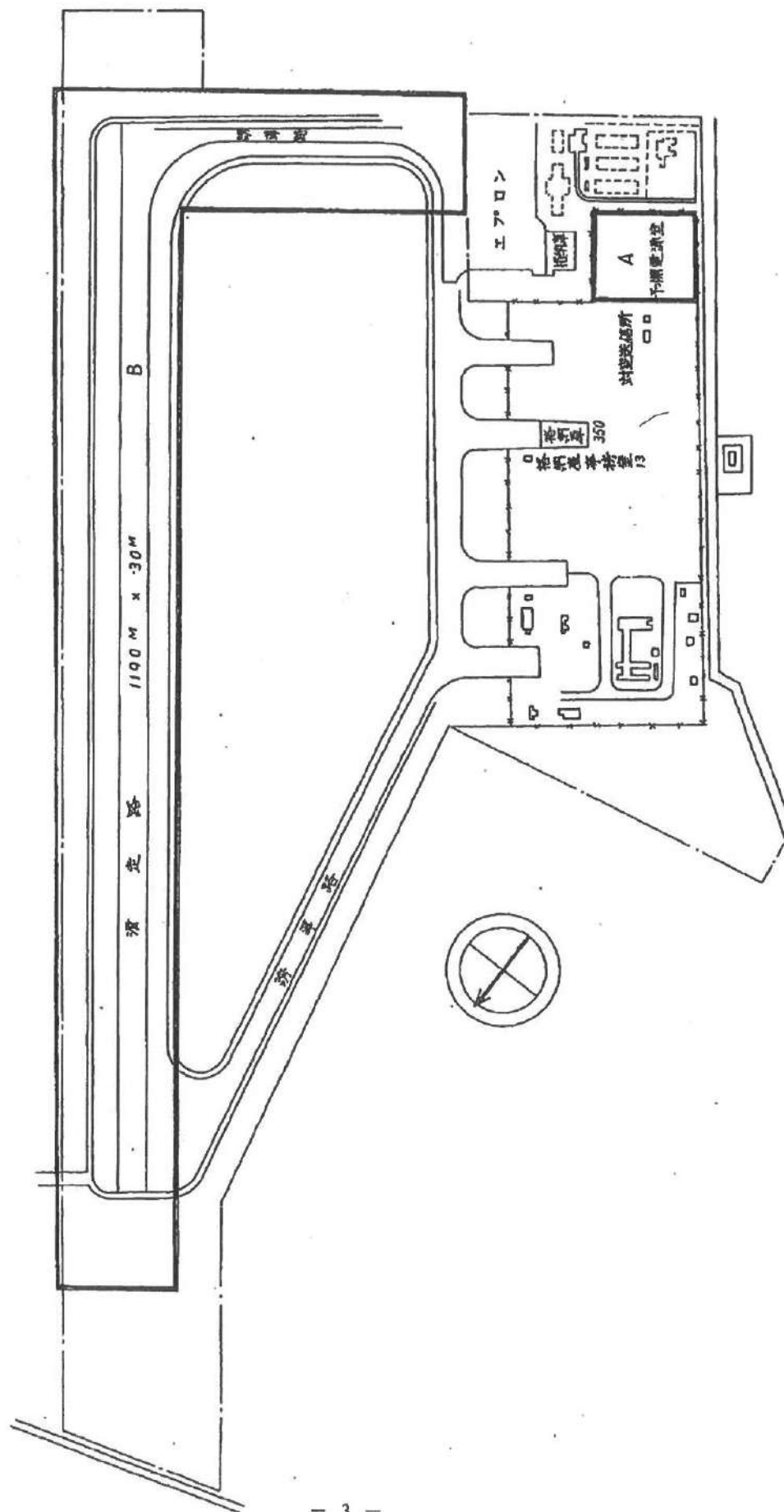
1. 防衛庁は、別図中Aの地域を運輸省に所管換する。
2. 着陸帯（滑走路含む。以下同じ）及び誘導路の維持及び補修で、別図中Bの地域内のものは航空局が行う。
3. 民間航空のため必要な着陸帯及び誘導路の新設、延長及び改修は、その計画についてあらかじめ防衛庁と協議のうえ航空局が行う。
4. 着陸帯、誘導路及びエプロンの除雪は、民間機の運行を確保するために必要なものを含めて、防衛庁が行うものとし、その細部は、別途協議して定める。
5. 航空局は、第2項及び第3項の工事を行うため、必要な地域について、毎年度当初工事計画を附して、防衛庁に一時使用の承認を求め、工事の実施に際しては、そのつど札幌航空保安事務所が札幌防衛施設局の同意を得るものとする。
なお、工事により取得し財産（用地拡張の場合はその用地を含む。）は、すみやかに防衛庁に引継ぐものとする。
6. 防衛庁は、誘導管制業務を行うものとする。このため必要なG・C・A等の機材の設置については、あらかじめ航空局と協議して、昭和40年度を目途として計画する。
7. 航空保安施設の設置及び管理については、個々に協議して定める。
8. この協定を実施するための細目は、札幌航空保安事務所丘珠出張所長と、北部方面航空隊長とが協議して定める。

昭和39年7月13日

運輸省航空局事務代理 堀 武 夫

防衛庁経理局長 大 村 筆 雄

丘珠空港整備計画



新千歳空港の整備等に関する運輸省と防衛庁との間
における覚書

昭和50年 8 月30日

運輸省 航 空 局 長

防 衛 庁 防 衛 局 長

運輸省と防衛庁は、新千歳空港の整備等に関し、次のとおり協定し、昭和50年9月1日から適用する。

- 1 運輸省は、新千歳空港を別紙新千歳空港平面図を基本として整備を行い、防衛庁はこれに協力するものとする。

なお、千歳飛行場及び新千歳空港に係る管制業務の実施については、昭和45年10月19日付防防第3043号及び昭和45年10月30日付空制第220号のとおり措置するものとする。

- 2 運輸省は、新千歳空港の整備の具体的計画を策定及び変更する場合で、千歳飛行場の管理及び運用に影響を与えるものについては、あらかじめ防衛庁に協議するものとする。

- 3 共用施設（管制施設、対空無線所及び空港面監視レーダー等）の整備工事に係る整備区分、位置、管理区分及び経費分担等については、別途運輸省と防衛庁との間で協議して定めるものとする。

- 4 運輸省と防衛庁との財産管理区分は別図のとおりとし、防衛庁は運輸省のA地区

の使用が可能となるよう一時使用承認の変更等の手続をすみやかに行うものとする。

また、運輸省は、防衛庁のB地区の使用が可能となるよう協力するものとする。

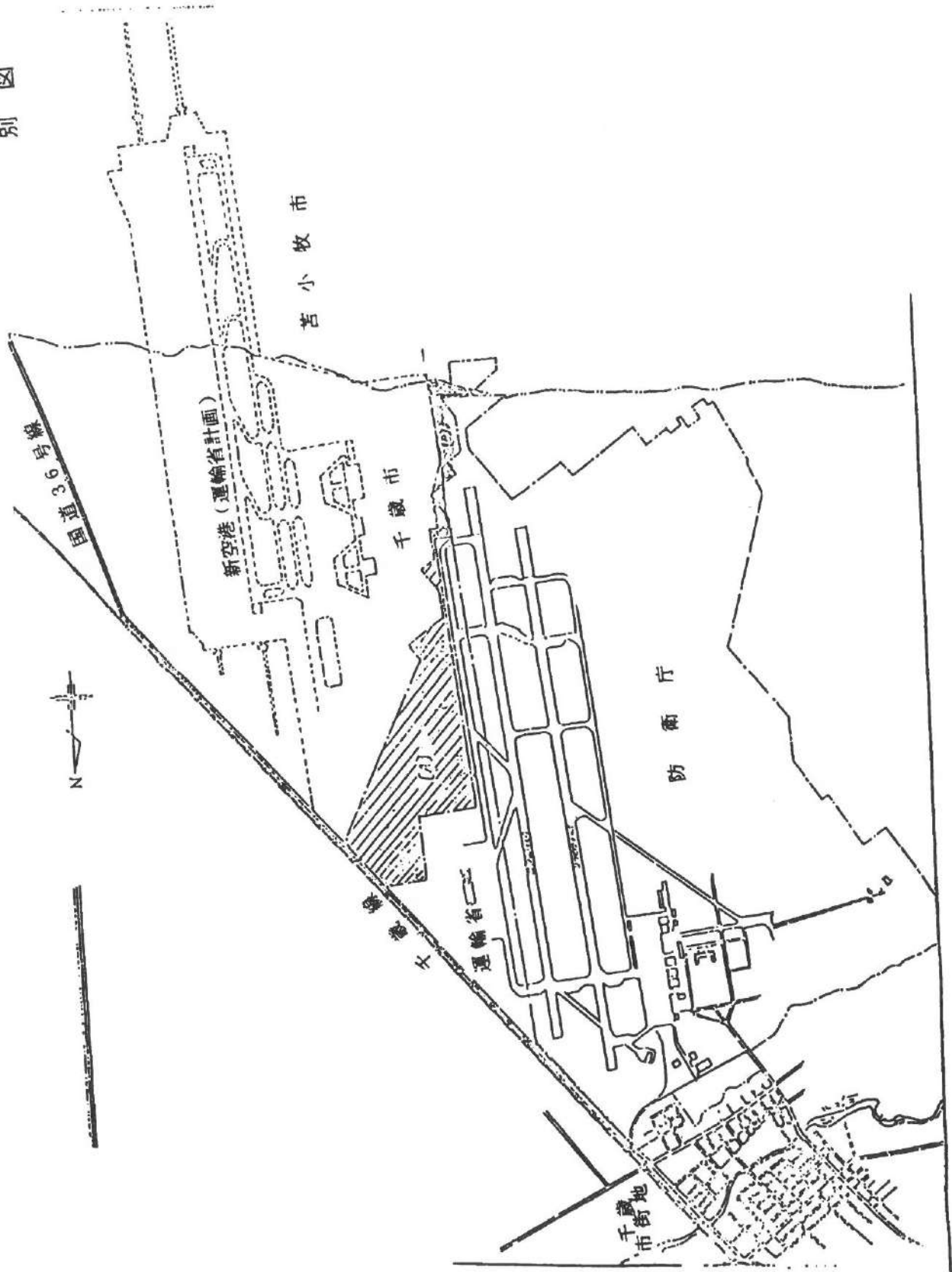
(2) 千歳飛行場の着陸帯の拡幅に伴う財産区分の変更については、別途運輸省と防衛庁との間で協議して定めるものとする。

(3) 新千歳空港整備のための必要な土地の一時使用及び工事区域の管理については両省庁現地機関において協議するものとする。

5 千歳飛行場及び新千歳空港に係る周辺対策については、別途運輸省と防衛庁とが協議して定めるものとする。

6 本協定に定めのない事項については、必要に応じ別途協議して定めるものとする。

別図



福岡空港の使用等に関する覚書

昭和47年3月31日

防衛庁経理局長

防衛施設庁次長

運輸省航空局長

第12回日米安全保障協議委員会(昭和45年12月21日)の合意に基づき、運輸大臣が設営、管理することとなる板付飛行場における土地、建物等施設の使用等に関し、防衛庁、防衛施設庁及び運輸省は、下記のとおり了解する。

記

1. 飛行場の範囲のうち別図A地区及びD地区は防衛庁が当面使用する区域とし、B地区は防衛施設庁が米軍に提供する区域とする。
2. 防衛庁は運輸省の策定する福岡空港整備計画の実施に支障をきたさないよう速やかに予算要求を行ない、これが措置された後、A地区及びD地区からC地区へ移転するものとする。

なお、C地区の滑走路に面する境界線については、空港整備計画に基づく平行誘導路の設置が確定した時点において改めて協議して定めるものとする。

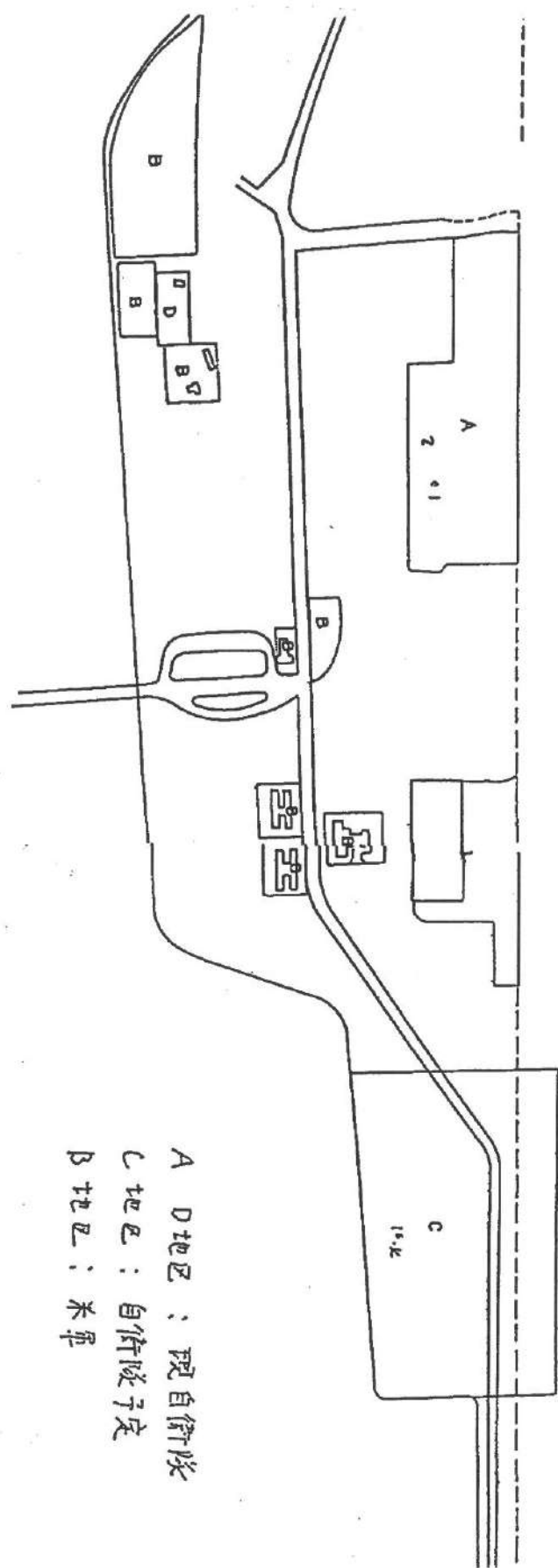
3. 運輸省は、空港整備計画に基づき工事を実施していく場合には、当該工事の実施年度の前年度当初までにその内容を防衛庁に通知するものとし、防衛庁は運輸省と協議のうえ、当該工事の実施に支障を生じないよう措置するものとする。

4. A地区、B地区、O地区及びD地区を除く地域の土地及びその上に存する建物（クラッシュバリアー式及び現地協定により定めるものを除く全ての工作物を含む。）は運輸省が所轄するものとする。
5. A地区、B地区及びD地区内の土地並びにその上に存する建物、工作物等については、それぞれ防衛庁の使用及び米軍への提供を廃止した時点以降は運輸省が所管するものとする。

ただし、その時点において既に自衛隊の使用に係る電柱、地下埋設物等の工作物については、別途協議のうえ措置するものとする。
6. O地区内の土地及びその上に存する建物は当該財産を防衛庁が使用するまでの間、運輸省が大蔵省から一時使用承認を受けるものとする。
7. 防衛施設庁は別図A地区、B地区及びD地区を含む赤線をもって囲む区域におけるそれぞれの民有地に係る借料について防衛庁が使用する間及び米軍に提供する間負担するものとし、O地区に係る借料は、昭和47年度は運輸省が負担し、それ以降は別途協議して定めるものとする。
8. 福岡空港に係る航空機騒音対策については、運輸省において実施するものとする。
9. 飛行場周辺の防衛施設庁所管財産であって飛行場関連財産は、運輸省の所管とするものとする。
10. 防衛庁は福岡空港西側部分の警備について別途協議するところにより、運輸省と警備業務を分担するものとする。
11. 運輸省はA地区及びD地区について防衛庁の使用に支障のないようにするものとする。
12. 防衛庁がO地区に移転する場合には、運輸省はあらかじめ飛行場の範囲から同地区を除くものとする。

1 3. その他施設の運営及び維持管理等の細部分については、現地協定によるものとする。

また、引継ぎに関連する経過措置についてその必要が生じた場合には、別途協議するところによる。



A D地区：现自衛隊
 C地区：自衛隊予定
 B地区：米庫

那覇飛行場の使用等に関する協定

(総則)

第1条 防衛庁は、那覇飛行場を使用するものとする。

2 運輸省及び防衛庁は、相互に協力して同飛行場の円滑な運用を図るものとする。

(施設の使用)

第2条 付図に斜線で示す地域の施設の使用区分は次のとおりとする。

(1) Ⅲ 6 5 建物及びⅢ 7 1 建物

Ⅲ 6 5 建物及びⅢ 7 1 建物は、運輸省が使用するものとする。

(2) Ⅲ 6 9 建物

Ⅲ 6 9 建物は、1階を防衛庁が、2階を運輸省が使用するものとする。

(3) Ⅲ 7 4 建物

Ⅲ 7 4 建物は、運輸省及び防衛庁が共同して使用するものとする。

(4) Ⅲ 8 6 建物

Ⅲ 8 6 建物は、防衛庁が使用するものとする。

(5) Ⅲ 9 9 建物

Ⅲ 9 9 建物は、昭和48年8月31日まで運輸

省が使用し、その後は防衛庁が使用するものとする。

(6) その他の施設

上記以外の施設は、防衛庁が使用するものとする。

2 Ⅲ 9 3 2 建物は、運輸省及び防衛庁が使用するものとする。

(施設の維持、補修等)

第3条 施設の維持及び補修については、第2条に定めるところにより、当該施設を使用する運輸省及び防衛庁がそれぞれ実施するものとする。

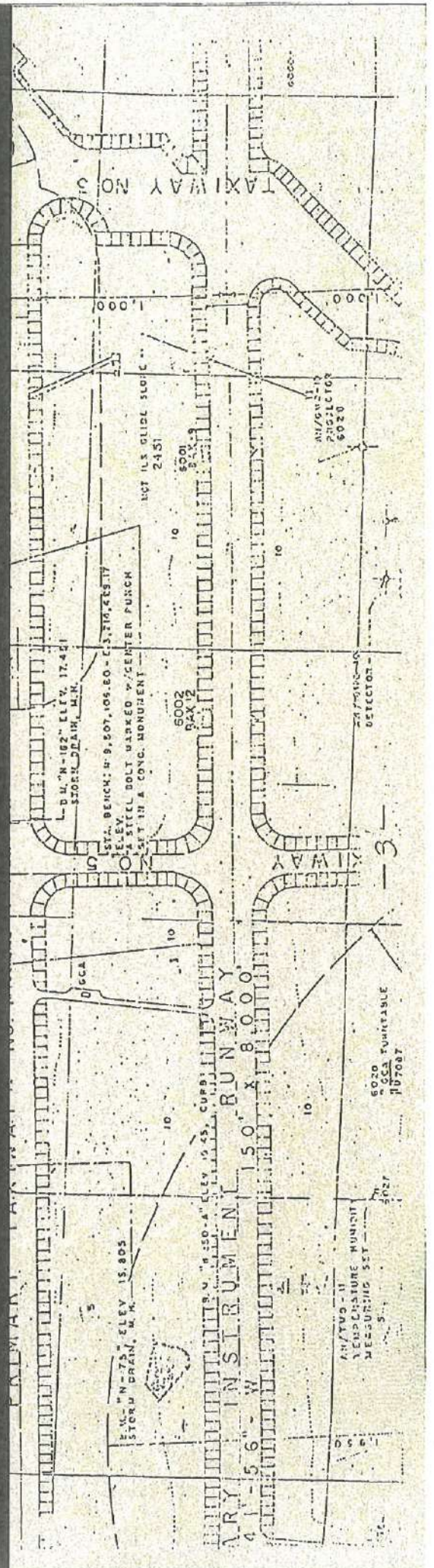
2 自衛隊航空機の使用のため、特に必要な増設及び芝張並びに明らかに自衛隊航空機の使用によつて生じたと認められる損傷等に対する補修等は、防衛庁が実施するものとする。

昭和47年11月7日

運輸省航空局長 内村 信

防衛庁防衛局長 久保 卓





小松飛行場に関する協定

小松飛行場において自衛隊と民間航空相互の円滑な使用を確保するため、つぎのとおり協定する。

昭和35年11月25日

防衛事務次官 今 井 久

運輸事務次官 山 内 公 猷

(民間航空に対する協力)

第1条 防衛庁は、小松飛行場（以下「飛行場」という。）における現在及び将来の民間航空の利便を増進することに積極的に協力するものとする。

(公共用施設)

第2条 民間航空の利用のため、航空法第56条の5第1項の規定により運輸大臣が飛行場の着陸帯、誘導路等の基本施設で別図飛行場財産区分図中赤線をもって囲む区域（以下「公共用施設」という。）を公共の用に供すべき施設として指定することにつき、防衛庁長官は同意するものとする。

(財産の所管)

第3条 飛行場設置後の飛行場の地域の所管は、別図飛行場財産区分図に示す区分により、それぞれ所管することとする。

(公共用施設の改修等)

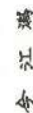
第4条 防衛庁は、公共用施設の改修等であって、民間航空の利用に影響を及ぼすものについては、運輸省に協議するものとする。

(現存の民間航空用施設の移設等)

第5条 飛行場の建設工事实施のため必要な現存民間航空用施設の移設等については、別添「民間航空用施設移設要領」により防衛庁が行なう。

(管理運営)

第6条 前各条の実施に必要な細部事項及び飛行場の運営に関する事項で民間航空に関係あるものは、別に運輸省航空局長と防衛庁防衛局長又は経理局長が協議して定めるものとする。



小松飛行場の民間航空用施設の整備に関する協定

小松飛行場における民間航空用施設の整備に関し、防衛庁経理局長及び運輸省航空局長は、次のとおり協定する。

1. 当飛行場における民間航空用の平行誘導路等の施設を整備するため、当該予算の成立を前提として防衛庁は別図中赤線で囲んだ部分を運輸省に所管換する。
2. 運輸省は、着陸帯内において民間航空用の誘導路の工事を行うときは、防衛庁に工事計画を附して必要な地域の一時使用の承認を求め、工事の実施に際しては、そのつど名古屋航空保安事務所が名古屋防衛施設局の同意を得るものとする。

なお、この工事により取得した財産は、すみやかに防衛庁に引き継ぐものとする。

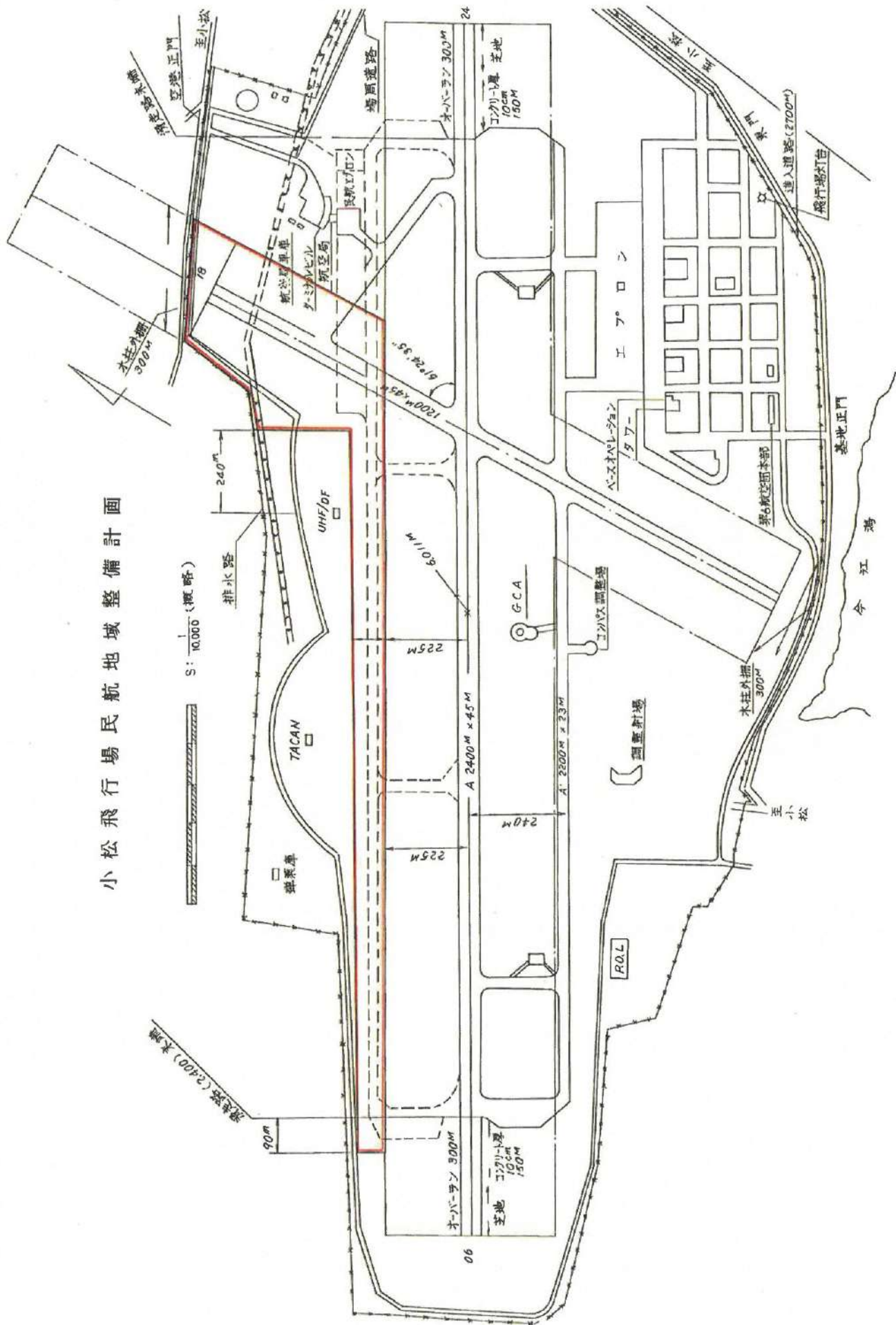
3. 将来当飛行場における民間航空の増勢に伴い民間航空用平行誘導路北川の地区で別図中赤線で囲んだ部分以外の地区についても民間航空用施設を整備する必要がある場合には、所管換等につき協議のうえ措置するものとする。

昭和39年12月22日

防衛庁経理局長 大 村 筆 雄

運輸省航空局長 栃 内 一 彦

小松飛行場民航空域整備計画



空飛第 522号

昭和40年10月14日

防衛庁経理局長殿

運輸省航空局長

小松飛行場の民間航空施設の整備に関する協定の一部改正について

小松飛行場の民間航空用平行誘導路工事を実施する運びとなりましたが、同誘導路の中心線を当初計画より 2.5メートル滑走路外側に平行移動させる必要を生じたもので、昭和39年12月22日付け標記協定中別図を別添図のように改め、所管換の区域を拡張したく協議します。

なお、貴庁が所管換の地域内において水源用地を確保する必要を生じた場合には、特段の支障がない限り当該用地の使用につき協議に応ずる所存であることを念のため申し添えます。

経施第 296号

40.11.1

運輸省航空局長殿

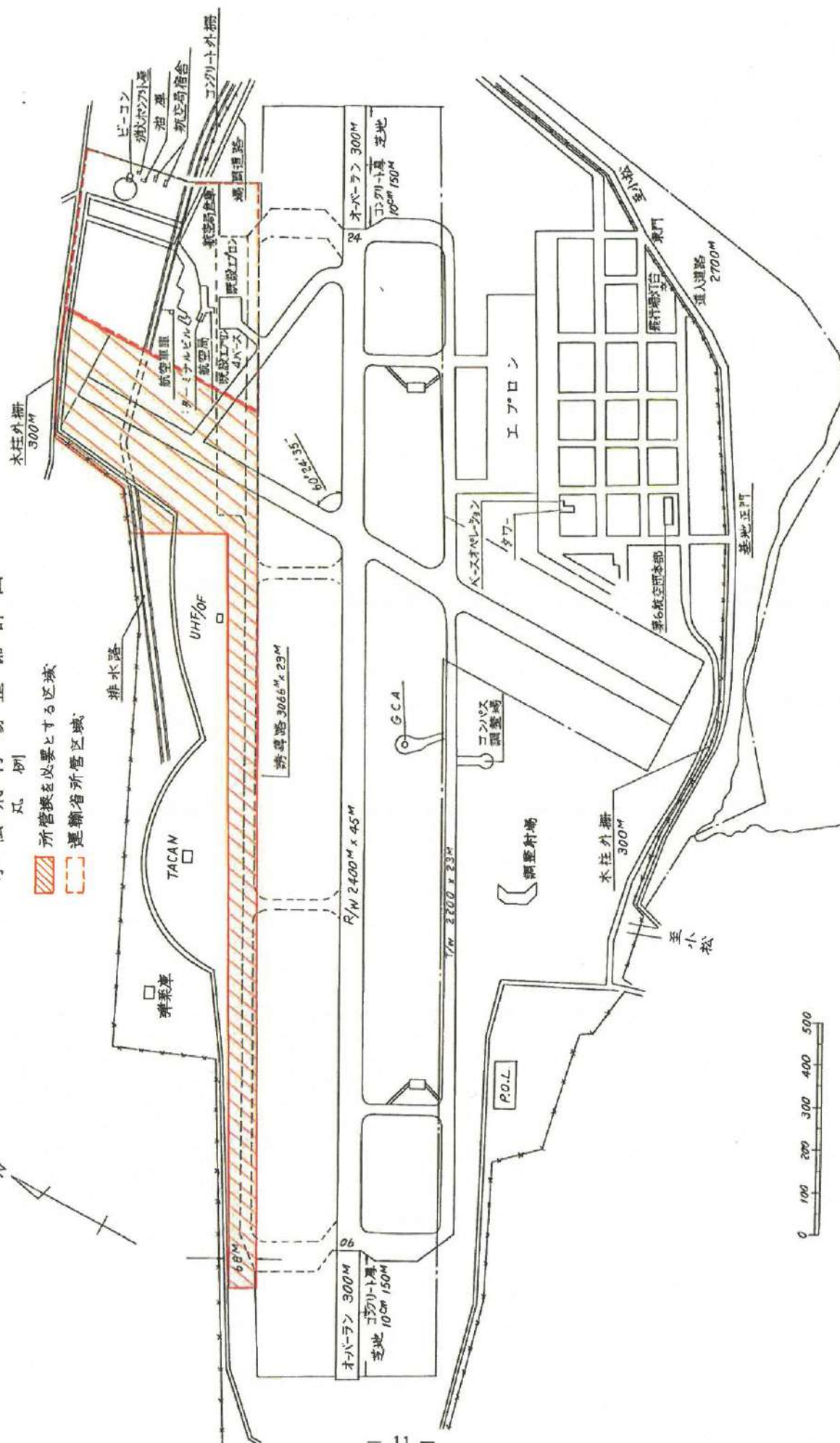
防衛庁経理局長

小松飛行場の民間航空用施設の整備に関する協定の一部改正について（承認）

昭和40年10月14日付 空飛第 522号をもって協議のあった標記のことについては、承認します。

A line segment is shown with a single tick mark. A perpendicular bisector is drawn, intersecting the segment at its midpoint. The bisector is perpendicular to the segment, and the segment is divided into two equal parts.

所管換を必要とする区域
運輸省所管区域



小松飛行場へのB-747SR機の就航について

防衛庁及び運輸省は、小松飛行場へのB-747SR機就航に当たつて次のとおり協定する。

1 B-747SR機が就航することにより、破損が予想される滑走路灯については、運輸省が就航時期（昭和55年4月下旬）までに必要な措置をとることとし、防衛庁はこれに協力するものとする。

2 滑走路両側面の芝面のうち、B-747SR機が就航することにより滑走路の管理上舗装を必要とする範囲については、防衛庁が運輸省から支出に関する事務の委任を受けて昭和55年11月30日までに舗装するものとし、工事は夜間工事とする。

なお、次の場合はB-747SR機の運航を中止するものとする。

(1) 芝面舗装工事開始以前において、B-747SR機の運航により滑走路ショルダ-部に被害を生じた場合又はFOD（異物混入による航空機の破損）発生等不安全要素が生じた場合。

(2) 芝面舗装工事中安全管理の面（FOD対策を含む。）からB-747SR機の運航中止が必要な場合。

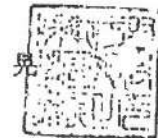
③ 3 B-747SR機が就航することにより予想される誘導路取付部の除雪については、運輸省において実施するものとする。

4 運輸省は、本協定の実施により取得した財産について管理区分に従つて防衛庁に無償で所管換するものとする。

5 本協定の実施の細部については、現地関係機関において協議して定めるものとし、本協定に定めのない事項については必要に応じ別途協議して定めるものとする。

昭和55年3月26日

防衛庁経理局施設課長 平



運輸省航空局飛行場部管理課長 金田



小松飛行場における180度回転部等の整備に関する協定

防衛庁及び運輸省は、小松飛行場における180度回転部等の整備に関し、次のとおり協定する。

第1条 運輸省は、航空自衛隊機の運用に支障を与えない範囲で、民間大型航空機による滑走路の有効使用を図るため、別図のとおり航空自衛隊側1/4誘導路を利用した180度回転部の整備及び民間航空側1/4誘導路の拡幅整備を行うものとし、防衛庁はこれに協力するものとする。

第2条 運輸省が整備する施設のうち航空自衛隊側1/4誘導路を利用した180度回転部の整備及びこれに関連する照明工事等は、防衛庁が支出に関する事務の委任を受けて実施するものとする。

第3条 この協定により運輸省が防衛庁管理地内に整備する施設については、完成後すみやかに防衛庁に無償で所管換を行うよう所要の手続をするものとする。

第4条 防衛庁は、前条の規定による所管換手続完了後、別図に示す航空自衛隊側1/4誘導路を利用した180度回転部及び民間航空側1/4誘導路（拡幅部を含む。）について、運輸大臣が航空法第56条の5の規定に基づく公共の用に供すべき施設として指定

することに同意する。

第5条 航空自衛隊側及び誘導路の補修等の必要が生じた場合には、両省庁協議のうえ、対処するものとする。

ただし、明らかに民間航空機の使用によつて生じたと認められる損傷等に対する補修等に要する経費は、運輸省が負担するものとする。

第6条 前各条の実施に必要な細部については、現地関係機関の間で別途協議して定めるものとする。

昭和58年9月20日

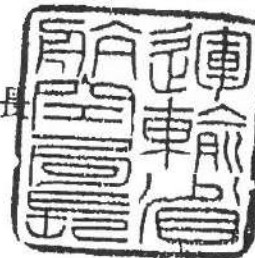
防衛庁経理局長

大倉 宗夫

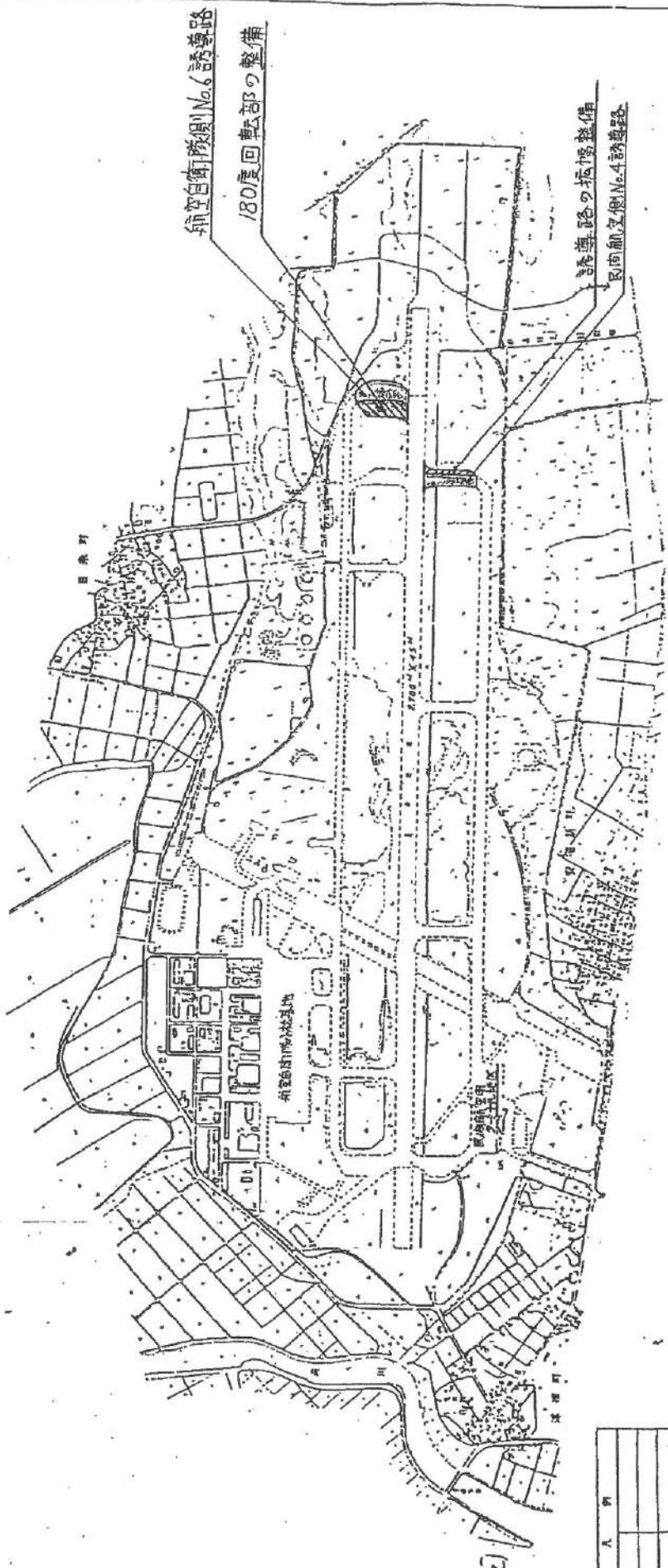
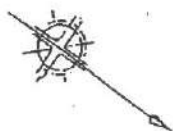


運輸省航空局長

山本 長



小松飛行場平面図



例

航空法第5条の2の規定に基づく公共の用に供すべき施設として指定する施設

区画	用途	面積	備考

確 認 書

防衛庁及び運輸省は、小松飛行場における180度
回転部等の整備に関する協定（以下「協定」という。）
を締結するに際し、次のとおり確認する。

協定第1条中「有効使用」とは、民間航空機が滑走
路東側から着陸する場合、冬期滑走路面の着氷等のた
め民間航空側164誘導路へ直接走行進入できない場合
に限つて方向転換するために使用することをいう。

昭和58年9月20日

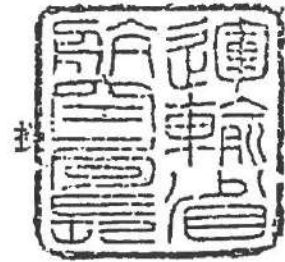
防衛庁経理局施設課



運輸省航空局飛行場部管理課



逕檢省航空局長 松 本



防衛庁経理局長 渡 邊 伊

